感染性廃棄物に関する相談

相談１：使用後のおむつについて

（相談内容）

使用後のおむつは感染性廃棄物ですか。

（回答）

感染性廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に基づき処理します。

使用後排出される紙おむつの感染性廃棄物の該否の別についても、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に記載されています。それによると、１類～３類感染症の使用後の紙おむつは全て感染性廃棄物となります。４類と５類感染症については、感染症により感染性または非感染性に分別されています。

医療施設で使用後排出される紙おむつについては、以上のような「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」の記載に基づいて判断し破棄する必要があります。感染性または非感染性を明確に区別できない場合は全て感染性廃棄物として扱う必要があります。

家庭内で使用された紙おむつは、ほとんどの自治体で「可燃ごみ」として収集の対象となっているようですが、各自治体のルールに従ってください。

参考文献：環境省大臣官房　廃棄物・リサイクル対策部，廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル，平成 29 年３月.